# 学校生活の心得

「誠実・努力・謙譲」の校訓のもと、本校の生徒としての自覚と誇りをもって行動することができるように、学校生活の心得を定めています。真摯な高校生活は、健全で正しい態度を育みます。 この心得を十分に理解し、本校での生活を有意義で成長につながるものにしてください。

# 1. 校内での生活について

- (1) 品位と誇りを持ち、明朗で秩序ある生活を送る。
- (2) 他者理解に努め、人の嫌がる言動は絶対にしない。
- (3) 服装は規定に従い、清潔・質素を心がける。
- (4) 下履き、上履き、体育館シューズの区別をはっきりとし、カカトを踏まない。
- (5) 生徒証(カード), セキュリティーカード(名札)は常に携行する。
- (6) 校内において来客・教職員・生徒と会ったときは、親愛の情をもって挨拶する。
- (7) 言葉遣いや礼儀に気を配り、粗野にならないようにする。
- (8) 貴重品の保管は各自で責任を負うこと。
- (9) 物品、金銭の貸借は原則としてしない。
- (10) 公共物を大切に取り扱い、破損した場合はその旨を担任に届け出る。また、校舎内外を清潔にし、公共の場所を利用した際、ゴミは持ち帰るなど美化活動に努める。
- (11) エレベーターは原則として使用しない。
- (12) 登校後の外出は原則としてしない。特別の理由で校外に出る場合は必ず担任の許可を受ける。
- (13) 携帯電話は保護者からの届出により許可する。校内では電源を切って鞄の中に入れておき、休み時間、放課後以外は使用しない。
- (14) 本人または保護者の住所等に変更があった場合は、ホームルーム担任を経て速やかに学校に届け出る。
- (15) 生徒で非違の行為があり、本校の学則、生徒心得に違反したもの、本校の名誉を著しくそこ なう行為をしたものは、退学、停学、又は訓告の処分をする。処分等の内容については別に定 める。

# 2. 校外での生活について

- (1) 本校の生徒として自覚をもって行動し、公衆道徳を守り、交通法規に従う。
- (2) 生徒証 (カード) は常に携帯する。
- (3) 不健全な飲食店や娯楽施設等には立ち入らない。
- (4) 外出する場合は、行先・帰宅予定時刻などを家人に伝え、午後11時以降の外出は禁止する。
- (5) 片道 100km を超える遠隔地に行く場合で、学割を請求したい場合はホームルーム担任を経て校長へ申し出る。
- (6) 海外渡航や県外宿泊の場合は、身体的な危険や健康被害等が心配されるため、事前に届け出、 相談する。(親戚宿泊を除く)

- (7) 校外の団体に加入する場合は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。
- (8) 原動機付自転車・自動二輪車・自動車等の運転をしてはいけない。免許証の取得は原則禁止と する。
- (9) アルバイトは原則として認めない。ただし、許可のある場合はこの限りではない。

# 3. 登校・下校について

- (1) 登下校時は制服を着用する。
- (2) 特進コース以外は8:25からの朝学習,特進コースは8:10からの朝自習に間に合うように登校する。
  - 完全下校時刻は18:00とする。
- (3) 交通ルールやマナーを守る。通学途中で事故が発生した場合は最も適切な処置をとり、すみやかに保護者と学校に連絡する。特に自転車通学者は安全運転に留意する。運転中の携帯電話の使用や雨天時の傘さしは厳禁。
- (4) 自宅から学校まで自転車で通学を希望する場合は自転車保険等へ加入した後,担任を通じて許可を受け、自転車にステッカーを貼ること。また、交通ルールを守り、運転時はできるだけヘルメットを着用する。
- (5) 食べ歩き,飲み歩きはしない。

# 4. 欠席・遅刻・早退について

- (1) 病気その他やむを得ない事由で欠席する場合は、あらかじめ保護者が連絡ツール「Classi」を利用し連絡をとる。この場合「欠席届」の提出は必要ない。また、電話で欠席連絡をした場合は、必ず保護者の署名・捺印の「欠席届」を提出する。(学校ホームページからダウンロードする。)ただし、病気のため引き続き7日以上欠席しようとする場合は医師の診断書等、その事由を証明する書類を提出すること。
- (2) 忌引日数 父母7日.祖父母,兄弟,姉妹3日,伯叔父母,曾祖父母1日 ※遠隔地への移動に要する日数は、上記に含まない。
- (3) 遅刻した場合は、該当する職員室にて担当職員の指導を受けた後、「遅刻届」を受け取り教室に入る。
- (4) やむなく早退,または外出しようとする場合はその事由をホームルーム担任に申し出て許可を受ける。病気の場合には先に養護教諭に申し出ること。下校の際は「早退届」に事由を記入し,ホームルーム担任またはその他の教諭に提示する。帰宅後は速やかに無事帰宅した旨,ホームルーム担任へClassiで報告する。
- (5) 学校への電話連絡時間帯は 8:00から17:30まで(休業日、長期休業中を除く)とする。

| バルエオエロ | 0.40(0.00)0.00 |     | 0.40(0.50)0.504 |
|--------|----------------|-----|-----------------|
| 学校雷話番号 | 043(252)3551   | FAX | 043 (256) 9501  |

## 5. 服装について

服装は人格を表現するといわれます。常に清潔で高校生としての品位を保ち清楚な装いであること。

(1) 制服について(学校指定のものを着用する)

<男子>

年間を通し、季節や体調に合わせて次の中でコーディネートする。ブレザー(1年)、学生服、スラックス(夏用・冬用)、長袖シャツ、半袖シャツ(白・紺)、ポロシャツ、セーター、ネクタイ

- ◇ 学園章(UGマークバッジ)はブレザー、学生服の襟に必ずつける。
- ◇ ブレザー、学生服、スラックスを故意に加工しない。
- ◇ ブレザー、学生服は、第1ボタンまで、シャツ・ポロシャツは第2ボタンまで必ず閉める。 <女子>

年間を通し、季節や体調に合わせて次の中でコーディネートする。ブレザー、スカート、 スラックス、ブラウス、ベスト、リボン、ネクタイ(カーディガン、ポロシャツ、セーター)

- ◇ スカート丈は膝丈(膝蓋骨上端まで)とする。また、スカートやスラックスを故意に加工したりまくり上げて着用してはならない。
- ◇ 学園章(UG マークバッジ)は、ブレザーの襟に必ずつける。
- ◇ ブラウス、ポロシャツは第2ボタンまで必ず閉める。
- ◇ リボンやネクタイを着用するときは、だらしなく着用しない。 (第2ボタンが見えないこと)
- (2) 靴下について

<男子> ①紺・黒(3 年)(指定のハイソックス)・紺(指定の短いソックス)

<女子> ①紺・黒(3年)(指定のハイソックス)・紺(指定の短いソックス)

②防寒のために黒またはベージュのストッキング(またはタイツ)をはいてもよい。

(3) 正装について(正装着用は、入学式、卒業式、及び学校学年より指定された日)

<男子> ブレザー、学生服、スラックス、白シャツ、紺ソックス

<女子> ブレザー、スカートまたはスラックス、リボンまたはネクタイ、白ブラウス、紺ハイソックス (スカート、リボン、ネクタイの色は指定されたもので統一する)

- (4) 靴について 上履き、通学靴は指定のものとする。
- (5) 鞄について 指定の通学用バッグ又は黒を基調としたリュックとする。
- (6) 髪型などについて
  - ① 学習活動に差し障りがなく、高校生らしく清潔、清楚で品位のある髪型であること。
  - ② パーマ、カール、染色等の加工をしないこと。
  - ③ 使用して良いヘア用品:黒・紺・茶色のヘアピン、ヘアーバンド、ゴム
  - ④ 授業中および生徒の諸活動に支障が生じると認められる場合は、担当者の指示に従う。
  - ⑤ 各部活動部員の髪型に関しては、顧問の判断で上記範囲内で統一することができる。
  - ⑥ 化粧をしてはならない。
  - ⑦ 装飾品を身につけない。
  - ⑧ やむをえず規定外の服装をする場合は、担任を通じて異装届けを提出し、許可を受ける。

## 5. 懲戒について

- (1) 生徒で非違の行為があり、本校の学則、生徒心得に違反したもの、本校の名誉を著しくそこなう行為をしたものは、退学、停学、又は訓告(謹慎又は戒告)の処分をする。(法を犯す行為や、いじめやネット上の書き込みなどを含む人権侵害、無断写真掲載などのプライバシーの侵害も処分対象とする。).
- (2) 処分はすべて校長が該当者及びその保護者又は保証人を招集し、その立会いのうえ行う。
- (3) 処分はすべてその必要のあるものについて、調査のうえ、職員会議の審議に附し、校長の決裁による。
- (4) 処分の内容等については別に定める。停学又は訓告処分該当者は、その期間の反省日記、反省文、誓約書等その他指示された書類を提出しなければならない。

## 6. 災害防止に対する注意について

(1) 全般的な注意

必ず教員の指示に従い、落ちついて行動する。

(2) 火災予防に対する注意

危険物ーマッチ、電気器具、ガス、油類、化学薬品などの取扱いは慎重に行う。

(3) 火災発見時の注意

火災発見の時、教員あるいは職員室に急報し、校内火災報知器を押し、教員の指示に従う。

避難、消火、貴重品持出しなど、すべて教員の指示に従って行動する。

(4) 地震に対する注意

本校の主用建物は耐震・耐火構造であるから,あわてて屋外へ避難する必要はないが,一般的な注意 事項としては、

机の下などに身を寄せる。

鞄などの持ち物で頭部を保護する。

手早く火の始末をする。

あわてて窓から飛び降りるのは最も危険。

#### (5) 避難についての注意

#### ――授業中の場合――

非常放送をよく聞き,出火場所,避難通路,避難場所などをよく確かめ教員の「避難」という指示を 待って行動する

委員長は出席簿をもってクラスの先頭に立ち速度を調節しながら指示された通路を経て避難場所へ 誘導する。

避難場所では委員長は直ちに出席簿によって人員を点呼し,異常の有無を係りの教員に報告する。「○年○組 在籍○○名 欠席○名 現在員○名」

避難するときの要領 「押すな」「走るな」「話すな」

#### ――休み時間の場合――

非常放送を聞いたら直ちにホームルームに入り担任の指示によって行動する。

急を要する時は適切な指示をするので必ず学校の指示によって行動する。

### ---放課後や休日など---

学校やその近くに火災発生を知った場合、直ちに学校または千葉消防署局番なし 119 番に電話する。

避難場所及び各クラスの避難通路は毎年度のはじめに指示する。

#### (6) 非常災害時における心得

- ・地震や台風,大雪などの非常災害時に登下校する際は,安全を最優先に行動する。 (学校は,原則として年間計画どおりの教育活動を行う。)
- ・本校所在地(千葉中央区域)又は、生徒居住区域に暴風、大雨、大雪の警報が発令されている場合は、 特に注意し安全を最優先に登下校する。この場合の遅刻登校については、遅刻扱いとならない。 登校時に、通常利用している交通機関が不通の場合は自宅待機し、運行が確認されしだい登校する。 この場合についても、遅刻扱いとならない。
- ・生徒居住区域の状況により、登校が不可能な場合は、保護者が classi (情報通信技術) を使い、学級担任へ連絡する。※欠席連絡を参照のこと
- ・臨時休業等の判断は、状況に応じて教員が検討し、校長が決定する。
- ・学校への電話は、緊急事態時に限る。
- ・家族との連絡方法や手段を常に確認する。

# 7. 保健室利用について

どんな時に利用するか。

- ① 学校内であるいは登下校中に、けがをした時。
- ② 学校で具合が悪くなった時。
- ③ 自分の健康状態を知りたい時。
- ④ 保健関係の資料が欲しい時。
- ⑤ 病気、その他で養護教諭に相談したい時。

急病以外の利用時間は、休憩時間、昼休み、放課後とする。

授業中に身体の具合が悪くなった場合は、教科担任の許可を得てから本人1人でくるか、必要な時は保 健委員と同行すること。

内服薬は文部科学省の指導により保健室では提供できない。月経痛等で薬を使用しなければならない時は、使いなれた薬を持参すること。その際友達にあげたり友達からもらったりしないこと。

保健室での休養は、原則として1時間とするが、症状によってはその限りではない。

けがの手当ては原則として初回のみとする。(保健室は治療機関ではないため)

病気及びけがで来室したときは、来室の記録を記入する。

\*後に重要な資料となるのできちんと記入すること。

体調が悪くて早退する場合は、養護教諭の許可を得、ホームルーム担任に早退の手続き(早退届の記入)をしてもらうこと。帰宅したらその旨ホームルーム担任にClassiで連絡すること。日常生活では早寝早起き朝ごはんを心がけ、自分自身の健康状態を把握しておくこと。むし歯等は早目に治療しておくこと。

#### 感染症による出席停止

学校において予防すべき感染症の疾患名及び出席停止の期間は次のとおりとする。

|              | 11, pla [da 1 Ha Hi] — ++ Mf.     |  |
|--------------|-----------------------------------|--|
|              | 出席停止期間の基準                         |  |
| 疾病名          | (学校保健安全法施行令及び同施行規則による)            |  |
| 2017 E       | ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。              |  |
|              |                                   |  |
| インフルエンザ      | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後 |  |
|              | 2日を経過するまで。                        |  |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ症状が軽快 |  |
|              | した後1日を経過するまで。                     |  |
| 百日咳          | 特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療 |  |
|              | が終了するまで。                          |  |
| 麻しん          | 発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで。ただし症状により感 |  |
|              | 染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある。      |  |
| 流行性耳下腺炎      | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、 |  |
|              | 全身状態が良好になるまで。                     |  |
| 風しん          | 発しんが消失するまで。                       |  |
| 水痘           | すべての発しんがかさぶたになるまで。                |  |
| 咽頭結膜熱        | 主要症状が消失するまで。                      |  |
| 腸管出血性大腸菌感染症  |                                   |  |
| 流行性角結膜炎      | 医師によって感染のおそれがないと認められるまで。          |  |
| 急性出血性結膜炎     |                                   |  |

A群溶連菌感染症,ウイルス性肝炎,感染性胃腸炎,マイコプラズマ感染症,伝染性紅斑,ヘルパンギーナ,手足口病,伝染性膿痂疹などの感染症はかかりつけの医師の意見により出席停止の措置ができる。

上記の感染症にかかった場合は早目にホームルーム担任に連絡すること。

医師の証明する期間は出席停止となるので、治癒して登校する際、登校許可証明書をホームルーム担任に 提出すること。用紙は学校にあるのでホームルーム担任に連絡する際申し出ること。(学校 HP 上からもダウ ンロードできる。)また、治療期間が明記されていれば医療機関にある用紙でもよい。

#### 相談室の案内

思春期と呼ばれる年代に当たる皆さんは精神的にも、身体的にも大きく伸びると同時に、健康、成績、進路や友人関係、家族のこと等……いろいろな問題に直面していると思います。 そんな時、皆さんはどうしていますか?友人と話し合ったり、担任の先生と相談したり、それぞれ解決していると思いますが、本校では特に相談室を設けて、皆さんの相談をスクールカウンセラーが対応します。

気分がふさいだり、悩んだりした時、どんな小さなことでも一人で悩んでいないで、気がねなくこの相談 室を利用してください。

話の内容について, 秘密, 約束は固く守ります。

◎相談時間 火・金 曜日 10:00 ~ 17:00

※生徒の利用は、原則休み時間、放課後とする。

◎申込み方法・相談室で直接又は、保健室を通して申し込む

◎場 所相談室(1階エレベーター脇奥)